

明石市地域総合支援センター設置検討委員会 審議報告

1 審議日程・議事

回数	開催日	議事
第1回	平成28年8月10日	地域総合支援センターに係る基本構想について
第2回	平成28年10月14日	地域総合支援センターの設置計画について

2 審議内容

(1) 地域総合支援センター構想

地域総合支援センター構想を策定することとなった背景とその理念をお示した。

① 背景

高齢化の進展や核家族化などに伴い、介護や子育ての支援がこれまで以上に必要となるなか、家族や地域の支援力が低下し、地域社会において、高齢者や障害者、その家族の「社会的孤立」といった新たなリスクが増えている。また、世帯単位で複数分野の福祉的課題を抱える状況もみられる。こうした課題に対して、これまでのように各相談支援機関が分野ごとに相談や支援を提供しても、必ずしも十分な相談支援が実現できるとは限らない状況が生じている。そこで、支援を必要とする市民の状況に応じた総合的かつ包括的な相談支援を、市民の身近な地域で行える体制を構築する必要があると考え、以下により地域総合支援センター構想を具体化する。

② 理念

すべての人が安心して暮らせる地域づくりの一環として、高齢や障害による心身の機能低下や子育ての不安など、何らかの生活のしづらさがあつたとしても、本人が家族や地域とのつながりをもって暮らせるよう、「社会的孤立ゼロ」を目指し、高齢者、障害者や子どもなど、広く地域の総合的・包括的な相談対応の拠点となる地域総合支援センターの整備を進める。

(2) 地域総合支援センターの方向性

地域総合支援センターの設置形態別に検証を行い、その方向性として社会福祉協議会一括委託方式が望ましいと結論付け、その概要と機能・人員体制等についてお示した。

① 地域総合支援センターの概要

総合福祉センターを拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで、現在の地域包括支援センター・在宅介護支援センターの機能をあわせもち、高齢者、障害者、子どもを含む地域の相談支援体制の拠点となる地域総合支援センターを設置する。

② 機能

ア 地域の支え合い体制の醸成

日常的な地域での支え合いを通じた住民が感じる気づきが支援を必要とする人や世帯の早期発見につながるため、その地域生活を支援するインフォーマルな支援を含む幅広い社会資源などとのネットワークづくりを含めた総合的な支援体制を構築する必要があることから、地域の支え合い体制を醸成する。

イ 相談受付の包括化

地域包括支援センターと在宅介護支援センターとをあわせもった機能を果たすことができることに加え、障害者や子どもなどの相談のインテークを実施する。

ウ 適切なアセスメントとコーディネート

主訴が明確化されていない事例や、課題が複合していて一つの相談支援機関では支援できない、いわゆる複合多問題の事例については、地域総合支援センターが中心となり、支援を必要とする人や世帯の複合的・複雑化した課題に対する適切なアセスメントを実施し、そのニーズに対する様々な支援のコーディネートを行う。

総合的な支援を一貫して行うため、児童相談所などの相談支援機関と検討・共有を行い、支援を必要とする人や世帯に関する支援計画を策定し、PDCA サイクルによる進捗管理を行う。また、複数分野の相談支援機関と連携して支援を進めるため、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、定期的にモニタリング・評価するなど、支援の終結まで責任をもって相談支援を行う。

③ 人員体制

地域総合支援センターの機能を考慮すると、保健師をはじめ、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等の資格を有する職員を配置するとともに、障害や子どもなどを含む相談に包括的に対応するため、アセスメント・コーディネート・社会資源の開発までを担うコーディネーターの養成に努めたい。また、地域住民と専門職が協働して課題を解決する拠点として、生活支援コーディネート機能を有する職員の配置が望ましい。

(3) 地域総合支援センター設置計画

地域総合支援センターの設置箇所数と区割り等についてお示した。

① 設置圏域

地域総合支援センター設置（共助）圏域を設定するにあたり、本市は同じ人口規模の市と比較して市域が狭く平坦な地形であることや、中学校区の中には小学校区が3校区のところもあれば、1校区のところもあつたり、また、今後の人口減少と少子高齢化の進展により、中学校区という単位は仮の暫定的な単位となることを勘案する必要がある。さらに、地域総合支援センター構想の理念の実現可能性や、圏域内の人口や高齢者数等も勘案すると、将来的には地域総合支援センター設置圏域を8圏域と設定することが望ましい。

② 設置箇所数

平成30年度から、総合福祉センターを拠点とする（仮称）要援護者権利擁護支援セ

ンターを基幹型の地域総合支援センターとし、西明石圏域を担当する地域型の地域総合支援センターを併設するとともに、西明石圏域を含め市内6か所の地域総合支援センター体制を整備する。平成32年度から、要援護者権利擁護支援センター（基幹型地域総合支援センター）と8か所の地域総合支援センターの体制を目指し、西明石圏域・大久保圏域など各地区の高齢者数などの動向を見極め、地域総合支援センターの設置圏域を見直す。

3 審議結果

(1) 第1回検討委員会における主な意見

<地域総合支援センター構想を含む全体構想>

- 明石市要援護者地域包括ケアシステムの見直しはあとで、地域総合支援センターの整備を先にするというのは違和感がある。一体的に変えることによってこの事業自身がより機能的に動くのではないか。地域福祉的な全体構想の中で、この地域総合支援センター構想がどう機能するのかということを同時進行で検討しなければ機能的でなくなる。

<地域総合支援センターに求められる役割>

- 「複合的な課題をたらい回しにしない」今まで所管部署がないためひとり暮らしの高齢者のことは知らないとか、高齢のチームを集めてケース検討をしようと考えても権限がなかったりとかで困ることが多い。もう一つは「相談支援者のバックアップ体制づくり」障害者等のセンターがあるが、障害だけ、子どもだけならいいが、複合的な課題になるとそれぞれのセンターが困ってしまうので、困ったセンターのバックアップに入る機関を国はつくっていないので、市町村が体制を整備するしかない。「複合的な課題をたらい回しにしない」「相談支援者のバックアップ体制づくり」は地域総合支援センターの非常に重要な部分になる。

<地域総合支援センター構想を実現するための市の組織のあり方>

- 縦割りの組織をそのままにした場合、予算的な問題、人事権の問題などの制約がある。そこを頭をひとつにすることによってスピード感が増すと考えられるが、今までのように各課との相談といった進め方では即効性がないのではないか。
- センターと行政とが連携しておかないと「高齢者虐待だから措置してください」となっても高齢者と障害の世帯だったらどっちがやるんだとなり、センターが機能不全に陥るから、行政としての支援体制もあわせてつくっていかなければならない。

(2) 第2回検討委員会における主な意見

<事務局案（6～8か所）に賛成する意見>

- 相談する距離が遠くなったと受け取る市民がいる。社会福祉協議会がこの2年間に巡回しておかないと顔の見える存在でなくなるため、距離があいてしまい、総合相談が身近に感じられないことへの手立ては打つ必要がある。

- 専門職が多く並ぶため、アセスメント能力は高くなる。センターの数は減るが、機能が強化され複雑な問題に対応でき、地域からは離れるが「あそこに相談にいけばいい」となる。アウトリーチ等の訪問もきちんとしてくれるということを住民が理解しないと単純に数が減ったという解釈になってしまう。
- 財源論になる。市の予算でどんどん増やせるのであれば小学校区単位すべてに専門職を配置することはできるが、今の公的制度の中でやりくりしてつくるとなるとおそらくこのやり方になってくる。
- ネットワーク部分がなくなり、地域総合支援センターができてもうまくいかない。地域力をあげるしかなく、民間の居宅介護支援事業所等に協力してもらえるようなネットワークづくりをするしかない。
- 高齢者や障害者に対応する人が全員専門職である必要があるのかということではない。住民自治、地域力をあげることで、地域総合支援センターがどれだけ小学校区ごとに枝葉をもって行けるか。地域の身近なところでネットワークを構築していき、そこと地域総合支援センターがどうつながるか。地域総合支援センターが地域に根を張り連絡調整していけるかが重要。また、地域総合支援センターのインテークとか、アセスメント力が問われてくる。

<事務局案に反対する意見>

- 高齢者・障害者は遠方に出かけていくことが難しい。小学校区単位でセンターがあるのが理想だが、諸事情により中学校区単位でもなく8か所とあるのは疑問。小学校区単位または中学校区単位で、顔の見える関係性が築けるのが望ましい。
- 小学校区単位がベストで、次に中学校区単位というのがあるが、せめて8か所程度から開設してほしい。

<折衷案>

- 6か所の際に、西明石の北部と大久保の北部にサブセンターを設置するというのを考えることはできないか。
- 市で相談マークをつくり、地域総合支援センターにつなぐような、主任ケアマネジャーが所属している事業所をセンターの加盟店のような形にすることはできないか。市内には居宅介護支援事業所が多くあり、主任ケアマネジャーも多く存在している。無償で相談を受けてもらう。

<子どもに関する相談対応>

- 総合相談という特質を捉えるとわざわざ子ども部分を入れなくても目的は達成される。ただ、障害や困窮、子どもはセットで世帯で複合的に発生してくる確率が高いので、そこは総合相談として明確にする方がやりやすい。
- 子どもにからむ相談がきたらインテーク部分でしっかり聞きとってあげて、関係連携をつくるというのは総合相談の窓口。